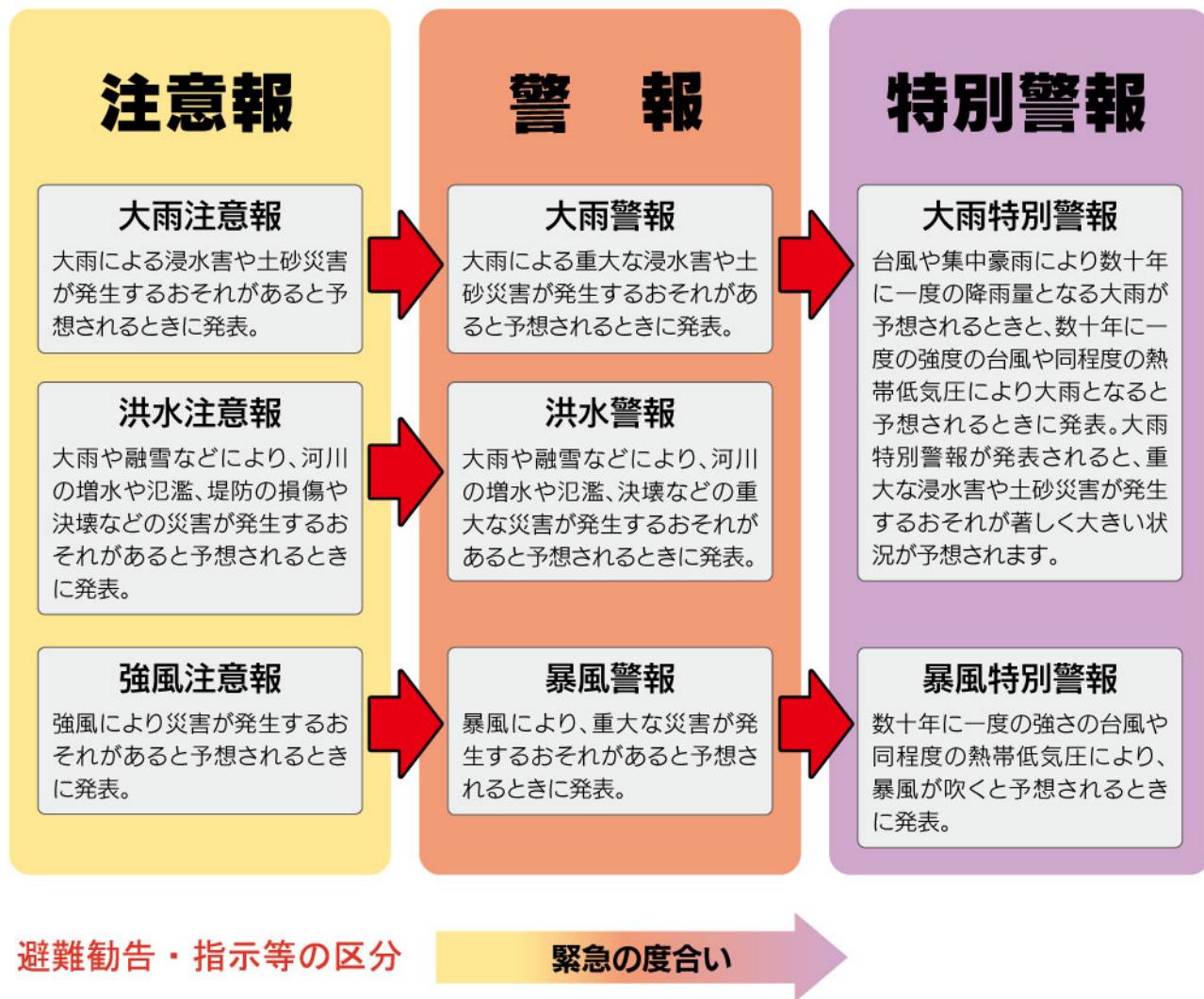


1 気象警報・注意報について

気象庁は、大雨や暴風などによって発生する災害の防止・軽減のため、気象警報・注意報や気象情報などの防災気象情報を発表しています。これらの情報が、どのような状況で発表されるのか確認しましょう。



避難勧告・指示等の区分

緊急の度合い

避難情報の種類	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示(緊急)
発令時の状況	・避難行動に時間要する避難行動要支援者が避難しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。	・通常の避難行動ができる方が避難行動を開始する段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。	・前兆現象の発生や、切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された場合。 ・人的被害の発生した状況。
住民等に必要な行動	・避難行動要支援者は、計画された避難場所へ避難を開始する。 ・上記以外の方は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始する。	・通常の避難行動ができる方は、避難場所への避難行動を開始する。	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了する。 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、その時間がないときは生命を守る最低限の行動をとる。

※自然現象のため、不測の事態も想定されます。計画された避難場所等への避難が必ずしも適切とは限りません。状況によっては自宅や近隣の建物の2階等に「垂直避難」することも避難方法の一つです。